

第8回線引き見直しについて

(報告)

区域区分の変更案

区域区分の変更案について

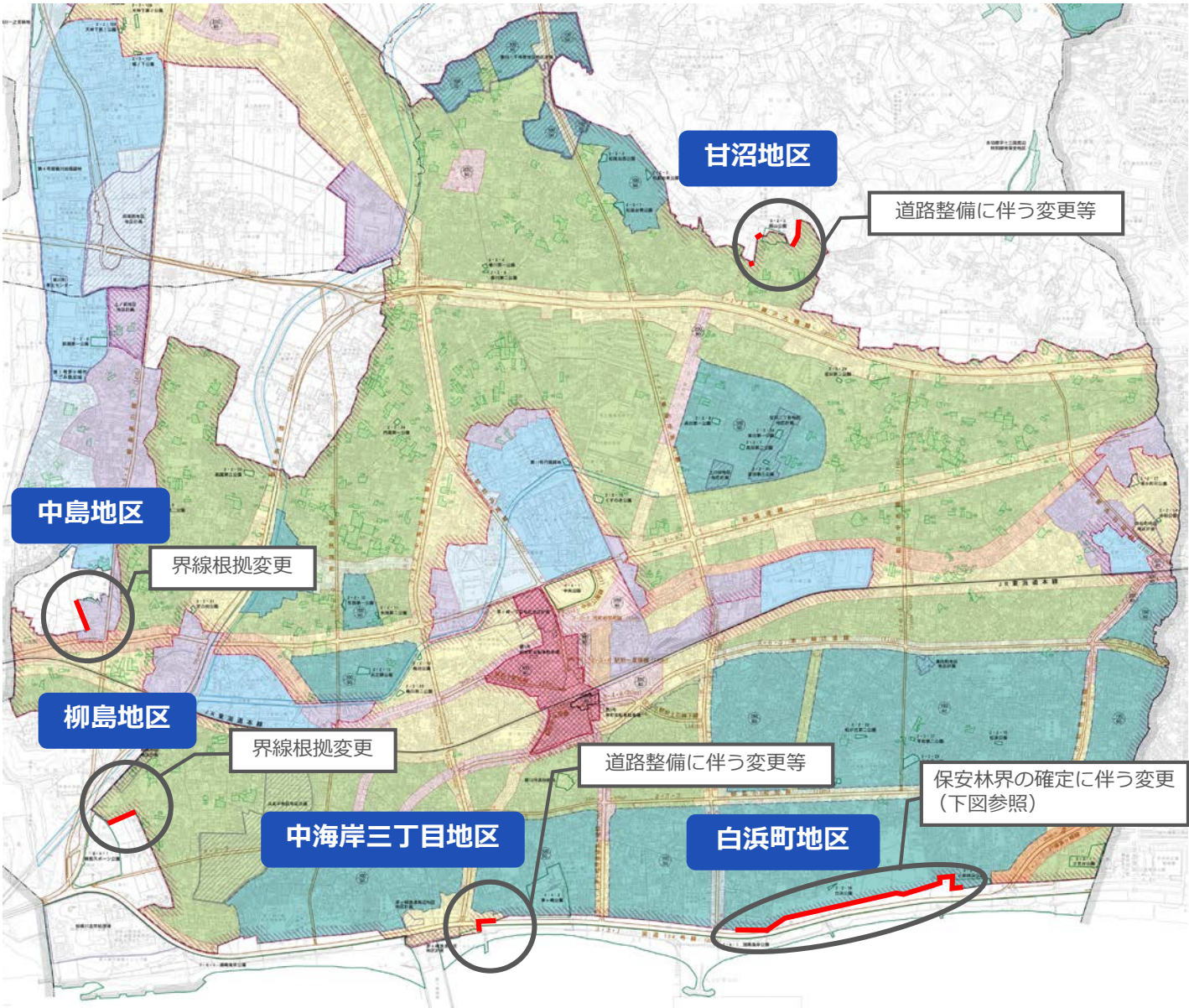
都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、区域区分を定めています。

区域区分の見直しでは、新たな市街地整備等を実施する区域を市街化区域に編入する場合や都市的土地利用の規制等を行うため市街化調整区域に編入する場合があります。

その他、既存の区域区分根拠と現況が合わなくなった場合にその根拠を改める事務的修正があります。

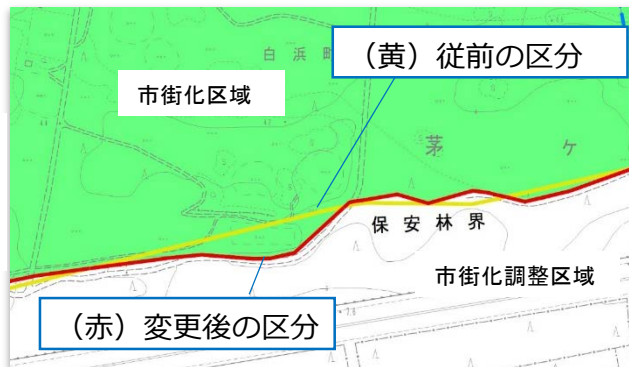
今回の第8回線引き見直しでは、「事務的修正」が以下のとおり5件抽出されました。

【事務的修正抽出箇所】



変更箇所の例 (白浜町地区)

保安林指定地番の境界確定に伴い、区域区分の界線にずれが生じたため、これを修正します。



※区域区分の変更に伴い、連動する市町決定の都市計画も変更を行うこととなります。
(用途地域・高度地区等)